

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3039号)

令和5年12月20日

横情審答申第3039号

令和5年12月20日

公立大学法人 横浜市立大学
理事長 小山内 いづ美 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年12月13日研産第10750号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「進行中の研究に関する文書」の非開示決定に対する審査請求について
の諮問

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人横浜市立大学が、「進行中の研究に関する文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「横浜市立大学 山中竹春主任教授が代表者の「新型コロナウイルス抗体検出を目的としたハイスループットな全自動免疫測定方法の開発及び同測定方法の社会実装に向けた研究」（以下「本件研究」という。）に関する全ての書類・関連の文書全て」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、公立大学法人横浜市立大学（以下「実施機関」という。）が令和3年10月8日付で行った「進行中の研究に関する文書」（以下「本件審査請求文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号ウに該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件開示請求に係る開示請求書の記載から、審査請求人は、実施機関において進行中であった本件研究の具体的な研究計画や研究手法といった未発表の研究内容が類推できる行政文書を求めていると解し、これらの行政文書を本件審査請求文書として特定した。

本件審査請求文書は、外部の機関との研究契約に係る行政文書（以下「文書1」という。）、研究費の支払に係る行政文書（以下「文書2」という。）、研究業務の外部委託に係る行政文書（以下「文書3」という。）及び研究倫理審査に係る行政文書（以下「文書4」という。）に分類される。

- (2) 旧条例第7条第2項第2号該当性について

文書1、文書3及び文書4には本件研究の内容が、文書2には研究費の執行内容が記

載されている。また、本件研究には、多くの研究分担者が参加している。研究とは、新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。これらの情報を開示することにより、特定の個人を識別することはできないが、本件研究の結果や手法を推測することが可能となる。その結果、本件研究に関わる研究者の将来にわたる研究活動の権利利益を不当に阻害するおそれがあることから、本件審査請求文書全てが本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないとして非開示とした。

(3) 旧条例第7条第2項第6号ウ該当性について

本件研究は、実施機関が国立研究開発法人日本医療研究開発機構（Japan Agency for Medical Research and Development）（以下「AMED」という。）から指名されて行っており、公募に応じたものではないので、AMEDも本件研究の事業名や補助額を公表していない。

新型コロナウイルス感染症という国難に際して、海外技術によらない安定的な感染症対策を進めるためには、国産技術開発が不可欠であることから、本件研究もこうした国策の一環として、AMEDからの補助を受けて取り組んでいたものである。

本件審査請求文書を開示すると、未発表の研究内容や研究費の執行内容を国内外の研究者が知り得ることになる。これにより研究結果や研究手法が推測され得るし、これを基に海外で特許化された場合、「国産技術」が「海外技術」化してAMEDをはじめ関係者の実施機関に対する信用は失墜し、ひいては今後の研究活動の公正かつ能率的な遂行が妨げられることから、本件審査請求文書全てが本号ウに該当するとして非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部の開示を求める。
- (2) 本件研究は、新型コロナウイルスが流行する中、AMEDの「ウイルス等感染症対策に資する医療機器・システム等の実証研究支援」の枠組みで応募されたものである。この研究が、どのように新型コロナウイルス感染症対策に資する（可能性がある）内容なのか途中段階であっても示す必要がある。また、AMEDの研究費公募の際に「1課題当たり年間230百万円程度」という研究開発費の規模は公になっている。非開示とすべ

き理由はなく、実施機関は旧条例の適用を誤っていると考える。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 研究事業について

実施機関では、医療の分野における一貫した研究開発の推進とその成果の円滑な実用化に向け、研究事業を進めている。

本件研究は、AMEDの「ウイルス等感染症対策技術の開発事業」の1つであり、実施機関がAMEDから指名され、実施しているものである。

(3) 本件処分について

実施機関は、本件審査請求文書について、旧条例第7条第2項第2号及び第6号ウに該当するとしてその全部を非開示としていることから実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件研究に係る約600件の行政文書を特定した。

そのうち351件の行政文書を本件処分において非開示とし、その余のものについては、別に一部開示決定処分（以下「別件処分」という。）を行い、一部を開示している。

イ 旧条例第7条第2項第2号該当性について

(ア) 研究とは、研究者自身が省察、発想、アイデア等に基づき新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。研究者間の厳しい競争の中、研究者が全身全霊を注ぎ、神経をすり減らしながら構築した知の体系はもちろん、そこに至る過程や手法もまた、研究者自身の「財産」である。

(イ) 実施機関としても情報公開制度の趣旨は尊重しているが、研究に関する情報が開示されることになれば、研究者の学問の自由が侵害されるおそれがある。また、同じ分野を扱う研究者であれば、開示された情報から容易に研究の手法や結果を推測できるため、将来にわたる研究活動の権利利益を不当に侵害されるおそれがある。このため、研究に関する情報の開示については、慎重な考慮が必要だと考えている。

(ウ) 本件研究については、本件開示請求の時点で進行中であり、その成果は論文とし

て発表されておらず、特許出願等もなされていなかった。

- (エ) 特に、本件研究は、世界保健機関がパンデミックを宣言し、新型コロナウイルス感染症という脅威の克服に向け、国内外で様々な研究が進められている中で開始されたものである。

研究者は通常でも競合する研究に関する情報収集を怠らないところ、世界中で熾烈な競争が行われていたという特殊な状況を踏まえると、本件審査請求文書が開示された場合には、競合する研究者の注目を集めることが、高度の蓋然性をもって懸念される状態にあった。

- (オ) 以上のことから、本件審査請求文書を開示すれば、本件研究に関わる研究者個人の研究活動の権利利益が侵害されるおそれ大きいと判断した。

- (カ) なお、本件研究に関する行政文書であっても、研究手法や研究結果の推測に関係ないと考えられるもの、例えば、封筒などの一般的な事務用品の購入に係る文書については、別件処分において一部を開示している。しかし、特殊な用途に用いる顕微鏡等の実験用機器の購入に係る文書は、一部でも開示してしまうと研究の内容が推測されるおそれが否定できない（例えば、販売業者が明らかになるだけでも、業者ごとに取扱機器の専門分野に差異があることから、購入機器に係る推測を働かせ得る。）ので、その全部を非開示としている。

この区分は事務担当者の判断に余る困難なものであったが、研究の秘密を守った上で、極力情報公開制度の趣旨が達成されるよう、本件研究に携わった研究者に確認した上で丁寧に検討、判断したものである。

ウ 旧条例第7条第2項第6号ウ該当性について

- (ア) 本件研究は、企業等と取り組んだ共同研究である。最先端の研究においては、研究成果の実用化という観点から、企業等との共同研究は極めて重要な手段であり、欠かすことができないものである。

- (イ) 企業等にとって、「研究パートナーに誰を選ぶか」は、経営や投資に関する機密情報である。こうした機密情報は、競争上の地位に大きな影響を及ぼすことから、共同研究の当事者双方がお互いに関する情報を秘匿することが、業界の常識となっている。実際、本件研究に係る共同研究契約書においても「秘密の保持条項」としてこのことが明記されている。

なお、本件研究に係る記者発表において企業名の記載があるが、これらは全て公表について同意した企業の名称である。

(ウ) 共同研究の相手方や研究の分担内容を公にすべきこととなれば、本件研究のパートナーの信頼を大きく損ねることになるし、実施機関と組んだ場合の情報漏えいリスクが忌避され、以後のパートナー探しが難航し、研究機関としての機能に致命的ダメージを受けることが想定された。

(エ) また、本件審査請求文書が公にされれば、一連の研究内容や手法が、国内外の競合する研究者に推測され、実施機関の研究成果が第三者によりいち早く特許化されることにもなり得、実施機関は甚大なダメージを被ることとなる。実施機関が、当時既に新型コロナウイルスに対する4種類の抗体検出試薬の開発等に成功していたことを考えると、これは単なる杞憂ではなく、高度の蓋然性がある懸念であった。

エ また、本件研究の成果は、新型コロナウイルス感染から1年後における抗ウイルス抗体及び中和抗体の持続性に関する調査結果に関するものがOpen Forum Infectious Diseases誌に掲載されるなど、複数の論文が海外の学術誌に掲載されている。これらの論文の要旨や論文自体が掲載されているウェブサイトへのリンクを公表するなど、実施機関は研究成果の公表にも努めているし、共同研究企業からは抗原検査試薬が発売される等、研究成果の一部は実用化もなされている。

なお、本件研究はAMEDから指名されて実施したものであり公募に係るものではないので、審査請求人が主張するように、研究開発費の具体的な金額が公になっているという事実はない。

(4) 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

ア 旧条例第7条第2項第6号ウ該当性について

(ア) 旧条例第7条第2項第6号では、「地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより・・・ウ 調査研究に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」があるものについては、開示しないことができる」と規定している。

(イ) 当審査会において本件審査請求文書について見分したところ、その内容は次のようなものであった。

a 文書1は、本件研究に関する契約書、契約締結に係る意思決定文書及びメール

等であり、契約の相手方となる企業等の名称、実施機関から提示した研究手法等が記載されている。

b 文書2は、研究機器や試薬の購入に係る契約書、伝票、債務計上一覧表等であり、本件研究に使用する研究機器の性能、試薬の名称や分量、これらを扱う企業の名称等が記載されている。

c 文書3は、本件研究の一部の委託に関する契約書、契約締結に係る意思決定文書及びメール等であり、契約の相手方となる企業等の名称、委託する研究業務の実施方法等が記載されている。

d 文書4は、実施機関の倫理委員会に提出した研究倫理審査申請書、当該申請に係る意思決定文書等であり、研究チームの構成、研究の実施時期、倫理審査に係る研究手法等が記載されている。

(ウ) これらの記載に係る情報が開示された場合に、どの部分からどの程度、研究手法や研究結果が類推されるのかを個別具体的に判断することは、自然科学、医療分野の専門家ではない当審査会にとって容易なことではない。

しかし、世界中の研究者が新型コロナウイルス感染症対策に注目していたという当時の状況を踏まえると、本件審査請求文書が開示されることとなれば、競合する研究者の目に触れることは十分に考えられるし、その場合に一定の類推が働き、競合研究者の研究に活用されることもあり得よう。

また、その場合に実施機関が被るダメージは、研究の成果を先んじられることにとどまらず、本件研究に係るパートナーとの信頼関係の崩壊にも及ぶという実施機関の説明もまた、十分に理解できるものである。

さらに、この場合には、情報漏えいリスクを懸念する企業等が以後の実施機関との共同研究を忌避することも考えられ、研究パートナーを欠くことは先端科学の研究機関にとって致命的ダメージとなることが想定されたという実施機関の説明も、不合理なものではない。

本件処分は実施機関の研究機関としての活動に係るものであるが、研究機関であっても、旧条例に定める非開示事由に該当しない行政文書を開示すべきなのは当然である。しかし、開示した場合に研究機関としての機能に及ぼす支障が甚大であることや、その支障が生じる蓋然性を総合的に考慮すると、本件処分に係る実施

機関の判断は合理性があるものと評価でき、本件審査請求文書に記載された情報は、本号ウの非開示事由に該当する。

イ 旧条例第7条第2項第2号該当性について

(ア) 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって・・・特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

(イ) 実施機関は、本件審査請求文書は本号本文にも該当する旨主張している。しかし、本件審査請求文書は、上記5(4)アのとおり、旧条例第7条第2項第6号ウの非開示事由に該当するため開示しないことができる行政文書であるから、改めて本号該当性を判断するまでもない。

ウ なお、当審査会において実施機関のウェブサイトを確認したところ、「新型コロナウイルスワクチン接種6週間後までの抗体価に関する調査報告」を掲載していること、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の血清予後予測マーカータンパク質の発見」に係る記者発表を実施していることのほか、本件研究に係る論文の要旨の掲載や、論文自体が掲載されているオンライン学術雑誌の紹介により、研究の成果を積極的に公表していることが確認できた。

(5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を非開示とした決定は、妥当である。

(7) 付言

ア 実施機関が、開示請求に係る決定を開示請求者に対して通知する際には、当該決定において特定した対象行政文書の名称について、その名称自体に非開示情報が含まれている等の場合を除き、具体的に通知書に記載することが必要であると考えられる。

イ 当審査会が、本件処分の非開示決定通知書を確認したところ、「1 開示請求に係る行政文書」欄には「進行中の研究に関する文書」とのみ記載され、「2 行政文書の概要」欄にも「研究内容を記載している文書及び研究費の執行内容を記載している文書」としか記載されておらず、これらの記載から、特定され非開示とされた行政文

書を具体的に理解することは困難であった。

仮にその名称自体に非開示情報が含まれていると実施機関が考えた場合であっても、非開示情報に当たると考える部分はその性質を示す別の文言に置き換える等して、特定した対象行政文書の性質や種類などを可能な限り理解できるようにすることが望ましい。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年12月13日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和5年7月25日 (第440回第二部会)	・審議
令和5年8月10日 (第441回第二部会)	・審議
令和5年10月11日 (第442回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
令和5年10月25日 (第443回第二部会)	・審議
令和5年11月17日 (第444回第二部会)	・審議